

学校別時系列による調査票

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：盛岡第一高等学校

項目		3月11日							3月12日	3月13日	3月17日	4月14日
防災計画項目	3.11 実態	地震発生前	発生時	地震発生後					3時間～1日	16時ごろ		
				発災後～1時間		1時間～3時間						
一般状況			震度6弱	発生後即停電となる						通電する		
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き（職員、児童・生徒関係）	1.2年春季講習のため登校、3年生（卒業生）はほとんどいない。	揺れの収まるのを待つ	事務室に災害対策本部を置く。ラジオによる情報のみ。	生徒をホームに待機させ、自力で帰れる者を帰す。	迎えも多く、最終的に5人の生徒が残る			職員も21時ごろ解散する。その後アイーナ会場の医師セミナー参加の生徒の帰宅確認の要請が県教委からあり副校長対応する。			
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）	施設・設備関係		停電	水道、ガス使用可能。	携帯電話が混乱、公衆電話と災害時優先電話は通話可能。	だるまストーブにより暖を取る。	揺れは大きく長かったが校舎の大きな損傷はなし			・県教委からの要請により重油3,5klを浄化センターに渡す ・寄宿舎の水が出ないため、学校から袋に詰めて運ぶ。		
2 避難所の設置に係る協力に関すること。（第3章 第4、25節）										上田町内の住民から避難所になっているか問い合わせがあったが、近くの小中学校に聞いてもらう		
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）				春季講習出席者以外の無事を残ったものを教員が送りながら確認することが難航する。⇒帰宅。19時半生徒全員下校する。 県教委報告							生徒の安否確認、家族の状況調査	
4 教職員の非常配置に関すること。（第3章 第25節）				勤務時間中であつたため出張、休暇等除き無事を確認⇒県教委報告						出張者全員の安否を確認		
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。（第3章 第25節）									IBCラジオに休校の放送を依頼する。学校HPに休校を掲載。	春季講習を取止め休校とした。		
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点			・校内防災体制では保護者との連絡をとることとしているが、通信手段が途絶したため連絡つかないまま帰路につく生徒があつた。また、列車通学をしている生徒は代行輸送などもあつたようだが、果たして何時に帰宅したかこれも確認ができなかった。 ・地域防災計画に基づく盛岡振興局からの指令はなかった。								
	事務室の対応			被害点検を行うがひび割れ、戸棚の転倒、図書	だるまストーブと懐中電灯・電池を準備				停電のため夜間の機械警備ができないため保安要員として事務長が宿直する			
	学校行事及び特殊事情等	春季講習が11から18（金）まで予定								17日登校日、24日終業式、29日離任退任式とした。		入学式
問題点・感想等		・登校時間内の発生だったため生徒一人ひとりの安否確認をすることが避けられた。 ・新年度になり、メールを使った民間の連絡網に職員ぐるみで加入したり、生徒への連絡のためにHPを使った「安全と安心のための緊急連絡サイト」を試行中。 ・丸1日の停電で済んだため混乱は少なかったと思う。										

項目		3月11日		3月12日(土)		3月13日(日)		3月14日(月)		⇒		4月15日	
		地震発生前	発生時	地震発生後									
防災計画項目	3.11 実態			発災後～1時間	1時間～3時間	3時間～1日	1日～3日						
一般状況			震度5弱	大津波警報発表・停電 ○ラジオ等で津波到達及び甚大な被害の発生を知るが、地域の実態は		停電によりガソリン入手困難							
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き(職員、児童・生徒関係)	全学年普通授業	校長指示により緊急避難放送(生活部長)	全校児童生徒を北側職員駐車場に避難(無事を確認)	災害対策本部を設置し、生徒は第一体育館に移動し待機。⇒帰る手段の無い生徒は保護者へ引渡すこととする。	生徒が全員帰ったことを確認後、待機要員を残し職員も帰宅することとする							
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。(第3章 第25節)	施設・設備関係		停電	・停電により水道が供給不可。(貯水槽のため) ・電話はほとんどつながらず(携帯とも) ○県本部(教育企画室)に第1報(被害概況)→生徒職員共無事であることを直接出向いて報告、施設被害のあることを伝	学校にある反射式の灯油ストーブを出し、事務室職員室等に配備	停電、余震が続いているため、施設の被害状況を常に確認する。(ひび割れ多数、体育館エキスパンション破損、貯水槽からの水漏れの疑い)	電気復旧後(3/12 20:00頃)校舎内の施設を再点検	施設の被害状況を業者に見てもらい危険ではないことを確認し、修繕のための見積書作成依頼をする。貯水槽の水漏れの疑いは毎日水道メータを検針した結果、異常が無いことを確認。					
2 避難所の設置に係る協力に関すること。(第3章 第4、25節)				避難所要請なし									
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。(第3章 第25節)				○教職員による児童・生徒の安否確認(授業時間中のため欠席等を除き無事を確認)→県本部(教育企画室)へ報告通信設備使用不能のため不可									
4 教職員の非常配置に関すること。(第3章 第25節)				○教職員の安否確認(勤務時間中のため出張者等を除き無事を確認)→県本部(学校教育室)への報告は通信									
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。(第3章 第25節)				○情報窓口の一本化(本部(校長室)にすべての情報を集積⇒行動指示									
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点		・校内マニュアルでは、避難するまでのみを定めていた。 ・地域防災計画に基づく連絡等は通信網が麻痺しており機能させることが出来なかった。										
	事務室の対応		玄関及び昇降口を開放し避難経路確保	・携帯電話のワンセグ等で情報収集(震度5、大津波警報発表を確認) ○校内点検を実施し、被害状況を把握⇒施設設備及び人的被害無し ・事務長は本部県付とし、校長・副校長等と対応協議									
	学校行事及び特殊事情等			当面生徒は自宅待機、予定していたクラブ等の遠征等は中止する。						在学生は当面自宅待機、(連絡がつかないためラジオの伝言番を利用した)入学手続きも当初の予定より遅れて実施			入学式
	感想等	・人命、安全第一に学校全体で行動した。 ・児童、生徒については、無事に保護者のもとに帰すことをこころがけた。											

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：盛岡第三高等学校

項目		3月11日							3月12日	3月13日	⇒	4月18日		
防災計画項目	3.11 実態	地震発生前	発生時	地震発生後										
				発災後～1時間		1時間～3時間			3時間～1日					
一般状況				停電による交通混乱										
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き (職員、児童・生徒関係)		震度5弱	津波警報発令										
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)	施設・設備関係		校長指示により緊急避難放送	停電			・停電 ・電話不通	校内施設の状況把握・点検	停電による断水					
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 (第3章 第4、25節)								住居に不安を感じた近隣住民が避難場所である本校に集結。第二体育館を避難施設として開放。寒さ対策としてダルマストーブを提供。						
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)								連絡網により生徒の安否調査						
4 教職員の非常配置に関すること。 (第3章 第25節)														
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 (第3章 第25節)														
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点													
	事務室の対応			揺れが収まったのを見計らい、校内の状況を全職員に指示。										
	学校行事及び特殊事情等			予定されていた学習活動、部活動等全面中止										
問題点・感想等		・被害状況、安否の確認等情報の伝達・交換ができないことが最大の課題 ・職員全員が共通認識に立ち、災害対応できたか？												

項目		3月11日			3月12日			3月13日		3月14日⇒		4月14日	
		地震発生前	発生時	地震発生後									
防災計画項目	3.11 実態			発災後～1時間	1時間～3時間	3時間～1日							
一般状況				停電、断水、鉄道等の交通機関止まる。 沿岸地方に大津波襲来のラジオ情報			停電によりガソリン入手困難		一部開店している スタンドに長蛇の 列、数量制限で販 売				
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き (職員・児童・生徒関係)	1,2年は課外補習が終わりクラブ活動中の生徒が残っていた。	職員生徒とも玄関前に避難	校舎の被害確認、停電、ガス遮断 生徒、教職員が負傷状況確認 児童・生徒の下校の対応	被害状況の確認報告、暖房の確保、 水の確保に係る確認	残っている 生徒の下校 確認。			停電は復旧したが、燃料、食料の 流通がストップしたため不足している。				
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)	施設・設備関係		停電、各警報発報	停電、警報の復旧、施設設備の被害状況を職員で確認する。 断水により水は高架水槽にある分のみ使用可能、極力節水しながら使用とする。	第1報を携帯により県教委に生徒、職員の安否及び施設設備の被害状況を報告するもそれ以降電話が不通となる。		随時被害状況を確認するも連絡取れず。		ガスの復旧ができず業者に点検依頼				
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 (第3章 第4、25節)													
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)			非常放送により生徒を校舎外へ避難誘導	生徒の安否確認する。 余震が落ちてから生徒を帰宅させる。遠距離の生徒は親が迎えに来るまで学校待機とする。	生徒の安否確認を県教委へ報告		随時被害状況を確認するも連絡取れず。						
4 教職員の非常配置に関すること。 (第3章 第25節)					職員の安否を県教委へ報告	職員の明日の勤務について確認 出勤可能な職員は非常配置とすることで勤務とする。	出勤した職員で生徒及び家族の安否確認をする。再度、施設設備の被害状況確認し管理職を残し帰宅させる。	副校長、事務長のみ出勤として避難者等の確認に努めた。	職員の家族、生徒および家族の安否確認等の情報収集をする。				
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 (第3章 第25節)							燃料不足による交通手段悪化余震等で生徒安全確保のため学校の休校措置を取る。 →保護者・生徒へ連絡						
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点	今思えば、職場にいての災害発生であったから、ある程度マニュアルに沿った行動が出来たのではないかと、帰宅後の通信、交通網がストップした状況下では生徒、施設設備の安全確認をスムーズに出来ただろうか？											
	事務室の対応			施設設備の被害状況確認、取りまとめ。 ライフラインの点検、復旧作業 ボイラー使用不可のためダルマストーブ準備			避難者受け入れに係る問合せ対応で待機 2～3問い合わせあったが受け入れ態勢なく断る						
	学校行事及び特殊事情等											入学式	
問題点・感想等		・学校は避難場所に指定されているが、避難民を受け入れることができる避難所のマップのようなものが有ると良い。 ・大きな公用の施設には非常用バッテリーの設備、通信機が最低限必要と思う。 ・職員の中には、沿岸地区にいる家族としばらく連絡がとれず、また、連絡の手段、方法もないため不安を抱く者がいた。 ・交通手段がないという同じ条件のもとで、出勤した職員としなかった職員のサービスの取扱い。											

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：盛岡北高等学校

項目		3月11日										3月12日	3月13日	3月14日⇒	4月12日	
防災計画項目	3.11 実態	地震発生前	発生時	地震発生後						3時間～1日						
				発災後～1時間			1時間～3時間									
一般状況			盛岡 震度5強	・大津波警報、停電、通信不通、断水、公共交通機関全面ストップ ・ラジオで甚大な被害発生を知るが、地域の実態や被害の詳細は不明						・停電によりガソリン購入困難		・一部開店しているガソリンスタンドに長蛇の列、数量制限で販売				
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き (職員、児童・生徒関係)	全学年普通授業	生徒職員ともグラウンドに避難	・施設設備の被害確認、暖房設備の確認 ・重油、灯油の確認 ・生徒職員の負傷状況確認			・生徒の下校（帰宅）対応			・残っている生徒の下校対応（保護者への迎え依頼電話、保護者と連絡つかない生徒を自宅へ送る）	・重油（7,500ℓ）を下水道公社へ一時貸与					
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)	施設・設備関係		停電	・断水であるが高架水槽にある分のみ使用可能 ・電話不通			・図書室を生徒連絡本部として生徒を集めて下校（帰宅）対応 ・反射式ストーブを出して、図書室・職員室・事務室等に配備					・停電は復旧したが、燃料、食料の流通がストップしているため不足				
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 (第3章 第4、25節)			・避難所要請なし													
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)			・非常放送により生徒を校舎外へ避難誘導	・生徒の安否確認 ・余震が落ち着いてから生徒を帰宅 ・遠距離生徒の保護者が迎えに来るまで学校待機 ・帰宅手段のない生徒や保護者と連絡がつかない生徒を職員が送る												
4 教職員の非常配置に関すること。 (第3章 第25節)									・職員の明日以降の勤務について確認 (出勤可能な職員は勤務)	・出勤した職員で生徒及び保護者等の安否確認 ・再度、施設設備の被害状況確認 ・県内被災状況の情報収集						
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 (第3章 第25節)										・ガソリン不足による交通手段悪化及び余震等で生徒安全確保のため休校措置						
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点		・校内マニュアルでは、避難するまでのみを定めていた。 ・地域防災計画に基づく連絡等は、通信網が麻痺しており機能させることができなかった。													
	事務室の対応		・玄関及び昇降口を開放し避難経路確保	・備付けラジオで情報収集 ・校舎内外の施設設備の点検と被害状況確認												
	学校行事及び特殊事情等		・当面生徒は自宅待機、予定していたクラブの対外練習試合等は中止													・入学式
問題点・感想等		・生徒職員の人命・安全第一で、臨機応変に学校全体で行動した。														

項目		3月11日(金)						3月12日(土)	3月13日(日)	3月14日(月)	3月15日～3月21日	3月22日(火)
		地震発生前	発生時	地震発生後								
防災計画項目		3.11 実態		発災後～1時間	1時間～3時間	3時間～1日						
一般状況			震度5強	大津波、停電、断水、電話不通、電車不通、				昼頃に電気、水道復旧	交通機関不通 電話は繋がりにくい。ガソリン、灯油入手困難			
状況・ニーズ		校内災害対策本部及び人的動き(職員、児童・生徒関係)	教員は入試関連業務 生徒は校舎内立入禁止、屋外の部のみ部活動中	停電、断水(停電による)、電話不通	生徒・職員の安否確認	被害状況の把握 生徒の下校の対応		生徒登校禁止		生徒登校禁止 職員は通常勤務 交通機関不通、スタンド閉店等により職員の通勤に支障有り。	生徒登校禁止3月17日まで 部活動禁止3月21日まで	生徒登校日
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)		施設・設備関係			教職員は職員室に自主参集、ラジオで情報収集	施設設備の被害状況の把握(被害なし)	飼育水槽の水はね、書類・図書の落下の片付け、清掃			施設設備の再点検、安全を確認。 生徒は登校禁止 職員は整理整頓、清掃後通常どおり勤務		
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 (第3章 第4、25節)		(避難所指定なし)										
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)					在校生徒の安否確認(被災なし)	生徒に帰宅を指示、当分の間の出校停止を指示	生徒は自力、あるいは家人に迎えにきてもらうなどして帰宅			生徒全員の安否確認(人身家屋とも被災なし)		
4 教職員の非常配置に関すること。 (第3章 第25節)					在校職員の安否確認(被災なし)	施設設備の被害状況の把握(被害なし)	教職員に早めに帰宅するよう指示 戸締り、施錠 17時過ぎ全員退庁			職員全員の安否確認(人身家屋とも被災なし)		
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 (第3章 第25節)					校長、事務長も職員室(2階)に集まり、実質的に職員室が本部となった。					休校措置及び生徒・保護者へ連絡 3月17日まで生徒登校禁止、3月21日まで部活動禁止		
		災害対応マニュアルとの相違点・問題点		現マニュアルには地震時(停電時)における具体的な避難行動、指示伝達方法が定められていない。 現マニュアルには電話不通の場合の対応が定められていない。								
事務室の対応			備品等落下阻止	ガスの元栓を止める。 ワンセグで情報収集	施設設備の被害状況の把握(被害なし)			施設外回り点検	電気復旧したため電気・水道・防火扉等を点検	施設設備の再点検、安全を確認 教育企画室に災害被害報告(第1報)		
学校行事及び特殊事情等		高体連盛岡支部会議									3月17日年度末職員会議	合格発表 終業式 離任式は延期
問題点・感想等		・マニュアルの整備(停電時の避難誘導、通信手段断絶時の救急車や消防車の要請) ・生徒の安否確認は学校管理下と在宅時とに分けて対応すべきではない。(比較的被害の少ない地域で在宅生徒の安否確認を行なうことが、救急・消防活動など緊急を要する連絡の妨げになっていない。) ・停電対策(携帯テレビ・ラジオ、拡声器、懐中電灯、飲料水、トイレの水、発電機) ・暖房対策(だるまストーブ、灯油)										

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：不來方高等学校

項目		3月11日							3月12日	3月13日	⇒	3月14日～		
		地震発生前	発生時	地震発生後										
防災計画項目	3.11 実態			発災後～1時間		1時間～3時間			3時間～1日					
一般状況			震度5強											
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き（職員、児童・生徒関係）	部活動の生徒約300名残っていた	停電	・生徒の安全誘導のための職員への指示 ・校舎内にいる生徒の安全確認 ・校長指示により校舎内外にいる生徒を中庭に集めた。	学校の近くの生徒を帰宅させる。それ以外の生徒は雪も降り寒くなってきたので同窓会館に移動させる。	列車不通のため帰宅困難な生徒について携帯で保護者へ迎えの連絡をとらせる。	毛布で暖を取り、石油ストーブで暖房をする。備蓄の飴で明かりをとる。		・校舎・校地内の安全点検 ・生徒の安否状況の確認	・臨時休校時の家庭での過ごし方指導 ・クラス連絡網の整備 ・停電が解消し、水道が使用可能となった。	・日程行事の再検討（終業式・離任式等） ・被災地への支援（物資・義援金） ・被災地へ職員派遣4人	・転校生の情報収集・対応（卒業生より制服・運動着等の授与） ・被災生徒への経済的な支援の検討（同窓会・PTA・教育振興会・生徒会）		
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）	施設・設備関係			・停電により水道使用不可 ・ガス漏れの恐れがあるため、ガス元栓を閉めた。		・職員が手分けして被害の状況を確認したが、日没のため調査を打ち切り、詳細は翌日とした。			・出勤可能な職員で手分けして被害の状況を確認・写真撮影した。		・灯油を節約しながらストーブを使用	・亀裂が生じたエキスパンションジョイントをビニルで覆った。		
2 避難所の設置に係る協力に関すること。（第3章 第4、25節）														
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）														
4 教職員の非常配置に関すること。（第3章 第25節）														
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。（第3章 第25節）														
	災害対応マニュアルとの相違点・問題点													
	事務室の対応			・校舎内外の被災状況の確認（目視） ・ガス漏れの恐れがあるため、ガスの元栓を閉めた。					・職員に手分けして被災状況を確認し、平面図に明示するとともに写真撮影するよう指示			・職員の被災状況の確認結果を再確認した。		
	学校行事及び特殊事情等													
問題点・感想等		・停電で教育センターのサーバーがダウンし携帯ホームページによる緊急連絡用掲示板を見ることができなかった。民間のサーバーに第二の緊急連絡掲示板を設置した。 ・列車不通により帰宅困難な生徒への対応（相乗り、タクシー、同窓会館への宿泊） ・勤務職員の確保（ガソリン不足、列車不通による職員の特別休暇が多かった）												

震災発生時とその後の対応（反省含む）

学校名：杜陵高等学校

[illegible]